

9

令和 7 年

市議会 2 月定例会議案  
(その 4)

静岡市

# 議案説明

## 議案第111号 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額などについて、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第112号 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等との連携などについて、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第113号 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育所等との連携などについて、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 目次

議案番号	件目	頁
議案第111号	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	3
議案第112号	静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4
議案第113号	静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6

## 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

第14条中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の4中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

第23条の4第1項及び第2項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号、第7条第1項及び第2項、第19条（見出しを含む。）、第30条第3項、第4項及び第5項、第32条第2項並びに第34条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第40条第1項及び第2項中「市町村」を「市」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に、「市町村」を「市」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「市町村」を「市」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

（1）特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

（2）事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第49条第2項第3号中「市町村」を「市」に改める。

附則第2条第1項及び第2項中「市町村」を「市」に改める。

附則第4条中「市町村」を「市」に、「10年」を「15年」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

**静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について**

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和7年2月20日提出

静岡市長 難波喬司

**静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例**

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができます。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができます。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第21条第2項中「市町村」を「市」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。